

第9章 下請法に関する業務

第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買いたたき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第7条）。

第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5－1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5－2表参照）。

1 書面調査

公正取引委員会は、平成28年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者39,150名（製造委託等（注1）25,696名、役務委託等（注2）13,454名）及びその下請事業者214,500名（製造委託等151,912名、役務委託等62,588名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	書面調査発送件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
28		39,150	214,500
	製造委託等	25,696	151,912
	役務委託等	13,454	62,588
27		39,101	214,000
	製造委託等	26,559	151,499
	役務委託等	12,542	62,501
26		38,982	213,690
	製造委託等	25,935	152,504
	役務委託等	13,047	61,186
25		38,974	214,044
	製造委託等	26,217	148,332
	役務委託等	12,757	65,712
24		38,781	214,042
	製造委託等	23,656	146,267
	役務委託等	15,125	67,775

2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

(1) 新規着手件数

平成28年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は6,589件である。このうち、書面調査により職権探知したものは6,477件、下請事業者等からの申告によるものは112件である（第2表及び附属資料5－2表参照）。

(2) 処理件数

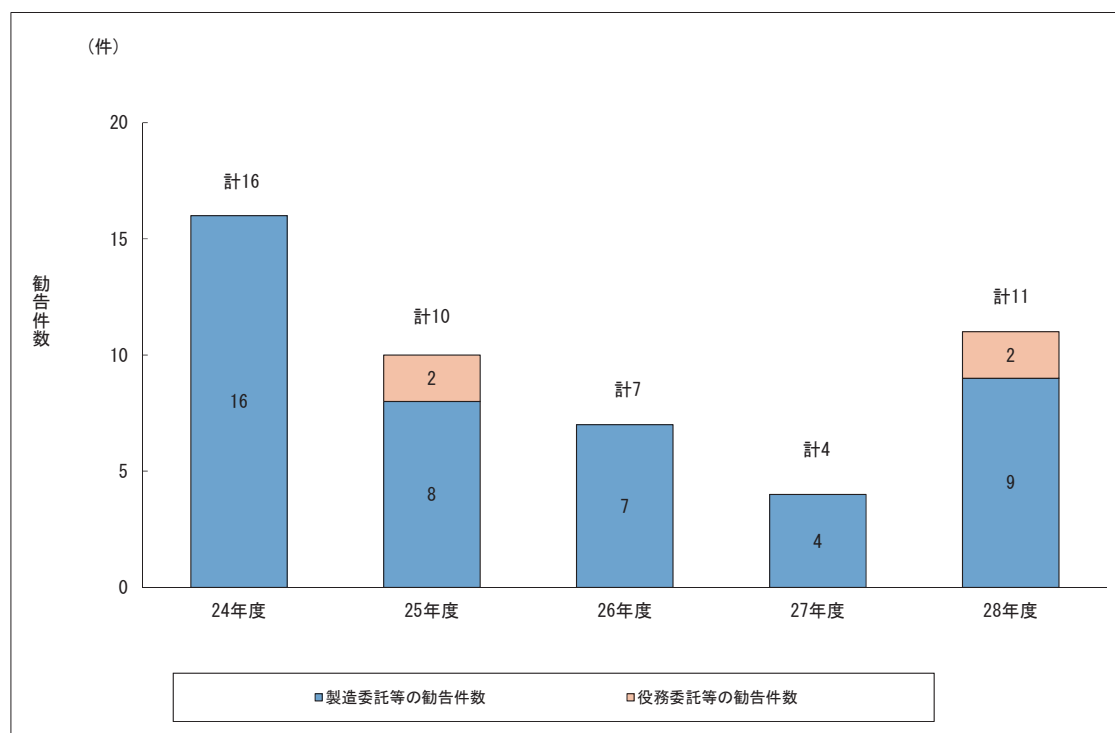
平成28年度においては、公正取引委員会は、6,603件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、6,313件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち11件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、6,302件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表、第1図及び附属資料5－2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

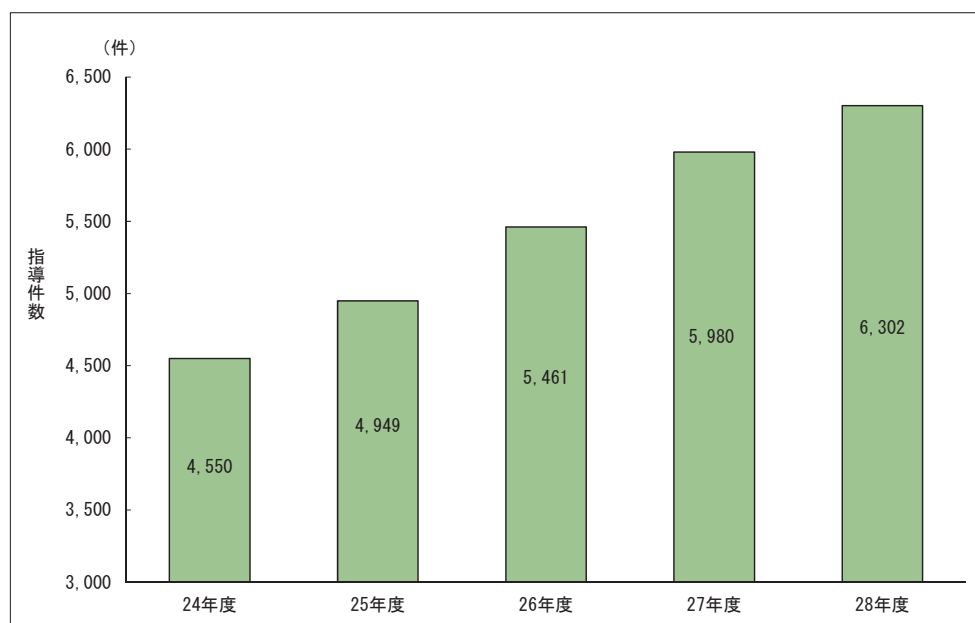
(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
製造委託等	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
役務委託等	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
製造委託等	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
役務委託等	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注1) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。
(注2) このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある(後記 5 参照)。



3 違反行為類型別件数

平成28年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は5,435件（違反行為類型別件数の延べ合計の48.3%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が4,806件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第5条違反）が629件である。また、実体規定違反（第4条違反）は、5,815件（違反行為類型別件数の延べ合計の51.7%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が3,375件（実体規定違反件数の合計の58.0%）、買ったたき（同項第5号違反）が1,143件（同19.7%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が489件（同8.4%）となっている（第3表及び附属資料5－3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

年 度 違反行為類型		28			27			26		
		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等	
実 体 規 定 違 反	受領拒否 (第4条第1項第1号違反)	34 (0.6)	30 (0.7)	4 (0.2)	19 (0.4)	17 (0.5)	2 (0.1)	32 (0.7)	29 (0.9)	3 (0.2)
	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号違反)	3,375 (58.0)	2,184 (52.3)	1,191 (72.6)	3,131 (66.7)	2,070 (61.7)	1,061 (79.1)	2,843 (62.8)	1,880 (56.5)	963 (80.0)
	下請代金の減額 (第4条第1項第3号違反)	489 (8.4)	393 (9.4)	96 (5.9)	373 (7.9)	281 (8.4)	92 (6.9)	383 (8.5)	317 (9.5)	66 (5.5)
	返品 (第4条第1項第4号違反)	15 (0.3)	14 (0.3)	1 (0.1)	14 (0.3)	12 (0.4)	2 (0.1)	15 (0.3)	15 (0.5)	0 (-)
	買ったたたき (第4条第1項第5号違反)	1,143 (19.7)	901 (21.6)	242 (14.8)	631 (13.4)	518 (15.4)	113 (8.4)	735 (16.2)	609 (18.3)	126 (10.5)
	購入・利用強制 (第4条第1項第6号違反)	78 (1.3)	46 (1.1)	32 (2.0)	69 (1.5)	42 (1.3)	27 (2.0)	46 (1.0)	35 (1.1)	11 (0.9)
	報復措置 (第4条第1項第7号違反)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 (第4条第2項第1号違反)	59 (1.0)	58 (1.4)	1 (0.1)	56 (1.2)	53 (1.6)	3 (0.2)	60 (1.3)	59 (1.8)	1 (0.1)
	割引困難な手形の交付 (第4条第2項第2号違反)	365 (6.3)	347 (8.3)	18 (1.1)	210 (4.5)	201 (6.0)	9 (0.7)	253 (5.6)	241 (7.2)	12 (1.0)
	不当な経済上の利益の提供要請 (第4条第2項第3号違反)	208 (3.6)	168 (4.0)	40 (2.4)	161 (3.4)	138 (4.1)	23 (1.7)	135 (3.0)	123 (3.7)	12 (1.0)
	不当な給付内容の変更・やり直し (第4条第2項第4号違反)	49 (0.8)	34 (0.8)	15 (0.9)	33 (0.7)	24 (0.7)	9 (0.7)	27 (0.6)	17 (0.5)	10 (0.8)
	小 計	5,815 (100)	4,175 (100)	1,640 (100)	4,697 (100)	3,356 (100)	1,341 (100)	4,529 (100)	3,325 (100)	1,204 (100)
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 (第3条違反)	4,806	3,555	1,251	4,507	3,294	1,213	4,067	3,020	1,047
	書類不保存等 (第5条違反)	629	457	172	470	344	126	484	353	131
	虚偽報告等 (第9条第1項違反)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	5,435	4,012	1,423	4,977	3,638	1,339	4,551	3,373	1,178
合 計		11,250	8,187	3,063	9,674	6,994	2,680	9,080	6,698	2,382

4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成28年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者302名から、下請事業者6,514名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額23億9931万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては、①下請代金の減額事件においては、親事業者は総額18億4452万円を下請事業者に返還し、②返品事件においては、親事業者は下請事業者から総額3億3957万円相当の商品を引き取り、③買ったたたき事件においては、親事業者は総額8411万円を下請事業者に支払い、④下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は遅延利息として総額6958万円を下請事業者を支払った（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った 親事業者数	原状回復を受けた 下請事業者数	原状回復額
減額	28年度	131名	4,060名	18億4452万円
	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
	26年度	108名	2,253名	4億499万円
	25年度	127名	3,777名	5億4558万円
	24年度	120名	6,540名	39億5548万円
返品	28年度	2名	17名	3億3957万円
	27年度	7名	161名	1億7896万円
	26年度	3名	65名	2億2830万円
	25年度	1名	2名	21万円
	24年度	6名	124名	1億6728万円
買いたたき	28年度	1名	10名	8411万円
	27年度	2名	2名	38万円
	26年度	1名	2名	657万円
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
支払遅延	28年度	144名	2,076名	6958万円
	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
	26年度	91名	1,783名	6299万円
	25年度	110名	1,765名	1億1107万円
	24年度	98名	2,887名	14億7296万円
購入・利用強制	28年度	7名	221名	2359万円
	27年度	1名	199名	25万円
	26年度	—	—	—
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
不当な経済上の 利益の提供要請	28年度	8名	98名	2190万円
	27年度	4名	123名	3078万円
	26年度	2名	7名	65万円
	25年度	6名	60名	1399万円
	24年度	8名	182名	1912万円
やり直し等	28年度	3名	3名	1498万円
	27年度	2名	4名	1706万円
	26年度	—	—	—
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
有償支給原材料等の 対価の早期決済	28年度	5名	24名	58万円
	27年度	1名	1名	18万円
	26年度	2名	15名	0万円
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—

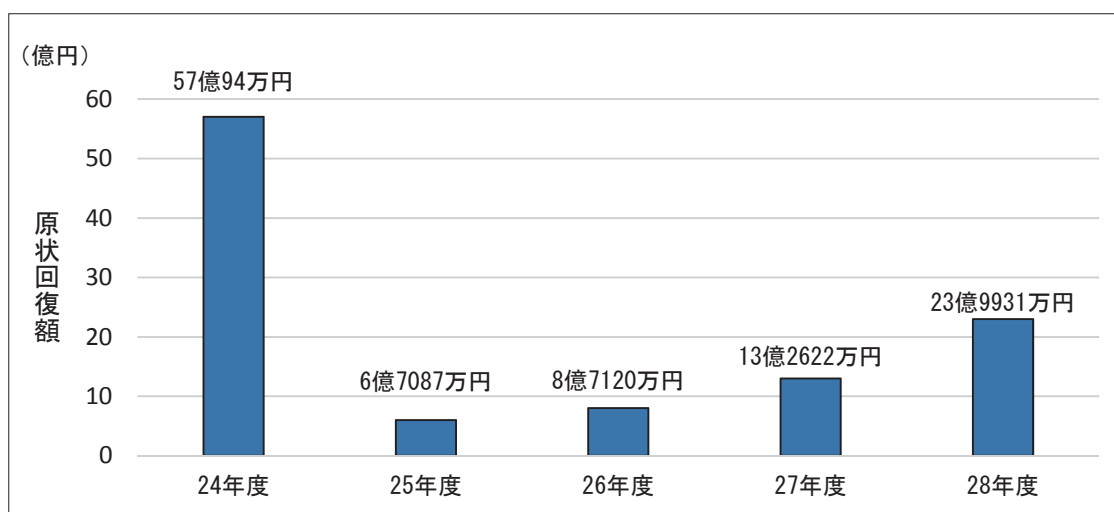
違反行為類型	年度	原状回復を行った 親事業者数	原状回復を受けた 下請事業者数	原状回復額
割引困難な 手形の交付	28年度	1名	5名	44万円
	27年度	1名	4名	44万円
	26年度	1名	1名	41万円
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
受領拒否	28年度	—名	—名	—万円
	27年度	1名	4名	71万円
	26年度	1名	16名	1億6725万円
	25年度	—	—	—
	24年度	1名	88名	8608万円
合計	28年度	302名	6,514名	23億9931万円
	27年度	236名	7,760名	13億2622万円
	26年度	209名	4,142名	8億7120万円
	25年度	244名	5,604名	6億7087万円
	24年度	233名	9,821名	57億 94万円

(注1) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また、平成26年度における有償支給原材料等の対価の早期決済については、返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「—」で示した。

第2図 原状回復の状況



5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については、後記リンク先を参照）。

平成28年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は61件であった（第5表参照）。また、同年度に処理した自発的な申出は86件であり、そのうちの10件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成28年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者2,551名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6億4449万円相当の原状回復が行われた（注）。

http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

（注）前記 4 記載の金額の内数である。

第5表 自発的な申出の件数

（単位：件）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
3	14	47	52	61

6 勧告事件及び主な指導事件

平成28年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
冠婚葬祭式の施行等 (28.6.14勧告)	(株)日本セレモニーは、業として消費者から請け負う結婚式の施行に係るビデオの制作及び冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け、音響操作等の実施を下請事業者（個人又は法人）に委託しているところ、平成26年5月から平成27年11月までの間、下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、下請事業者に対し、上記下請取引に係る交渉等を行っている冠婚葬祭式場の支配人又は発注担当者から、おせち料理、ディナーショーチケット等の物品（以下「おせち料理等」という。）の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入要請を行っていた。 下請事業者144名は、前記の要請を受け入れて、総額3302万1500円のおせち料理等を購入し、おせち料理等の購入に当たって、(株)日本セレモニーの指定する金融機関口座に購入代金を振り込むための振込手数料を負担していた。	第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業 (28. 8. 25勧告)	(株)ファミリーマートは、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからオまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 平成26年7月から平成28年6月までの間、「開店時販促費」を支払わせていた。 イ 平成26年7月から平成28年6月までの間、「カラー写真台帳制作費」を支払わせていた。 ウ 平成26年7月から平成28年6月までの間、「売価引き」を支払わせていた。 エ 下請事業者に前記アの「開店時販促費」、前記イの「カラー写真台帳制作費」又は前記ウの「売価引き」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせていた。 オ 平成26年7月から平成27年9月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、下請代金の額から自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者20名に対し、総額約6億5000万円であり、同社は勧告前に前記オの行為による減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
食料品、日用品等の卸売業 (28. 9. 27勧告)	(株)シジシージャパンは、小売業者等に販売する食料品、日用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、平成24年6月から平成25年9月までの間、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 ① 下請代金の減額 ア 「分荷・荷捌手数料」、「販促協力金」、「配送費」及び「キャンペーン企画条件」を下請代金の額から差し引いていた。 イ 「達成リベート」、「拡売条件」等を支払わせていた。 ウ 「基本条件」、「販売促進費」、「売上割戻金」等を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 エ 前記イの「達成リベート」、「拡売条件」等、前記ウの「基本条件」、「販売促進費」、「売上割戻金」等を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせていた。 ② 不当な経済上の利益の提供要請 ア 創業40年に際して行う自社商品の値引販売等の費用を確保するため、「特別販促金」を提供させていた。 イ 自社商品のパッケージデザインの作成に係る費用を確保するため、「デザイン費」を提供させていた。 ウ 自社商品の値引販売の費用を確保するため、「拡販協賛金」を提供させていた。 エ 自社商品の販促費用を確保するため、「その他リベート」を提供させていた。 オ 自社活動の宣伝のために開催する展示会において試食に供する自社商品の費用を確保するため、「展示会サンプル代補填」として、金銭又は試食に供する自社商品の現品を提供させていた。 カ 前記オの試食に供する自社商品の現品を提供させた際に、その送料を支払わせていた。 キ 前記アの「特別販促金」、前記イの「デザイン費」、前記ウの「拡販協賛金」、前記エの「その他リベート」又は前記オの「展示会サンプル代補填」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者23名に対し、総額4716万5685円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また、提供させた金額は、下請事業者25名から、総額1748万8932円であり、同社は勧告前に提供させた分を下請事業者に返還している。	① 第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ② 第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
衣料品等の小売業 (通信販売業) (28. 11. 11勧告)	(株)JFRオンラインは、自社が消費者に販売する衣料品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 ① 下請代金の減額 ア 平成26年7月から平成27年12月までの間、「買先負担額」を下請代金の額から差し引いていた。 イ 平成26年12月又は平成27年5月、「媒体製作費協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 ② 返品 下請事業者から商品を受領した後、平成26年6月から平成27年12月までの間、注文受付期間の終了を理由として、当該商品を引き取らせていた。 ③ 不当な経済上の利益の提供要請 平成26年7月から平成27年12月までの間、消費者から返品された自社商品を再包装等するための費用として「商品リユース代」を提供させていた。 減額金額は、下請事業者9名に対し、総額923万944円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者13名に対し、総額3億3313万138円であり、同社は勧告前に返品した商品を再び引き取るなどして、その下請代金相当額等を支払っている。さらに、提供させた金額は、下請事業者13名から、総額39万132円であり、同社は勧告前に提供させた分を下請事業者に返還している。	① 第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ② 第4条第1項第4号(返品の禁止) ③ 第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
自動車部品等の製造業 (28. 11. 16勧告)	(株)ユーシンは、自動車メーカー等から請け負うドアハンドル、キーセット、スイッチ等の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、平成27年6月から平成28年6月までの間、下請事業者に対し、「特別費用」等を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者41名に対し、総額1億4268万2625円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
旅行業 (28. 11. 25勧告)	(株)農協観光は、海外旅行をしようとしている者から請け負った海外の宿泊施設、交通機関、飲食店等の手配（予約等）を下請事業者に委託しているところ、平成27年4月から平成28年5月までの間、下請事業者に対し、次のア又はイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 「奨励金」等を支払わせていた。 イ 前記アの「奨励金」等を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者13名に対し、総額1163万3936円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
医薬品、日用品、化粧品等の卸売業 (29. 2. 23勧告)	(株)ニッドは、小売業者等に販売する医薬品、日用品、化粧品等の製造を下請事業者に委託しているところ、平成26年10月から平成28年12月までの間、下請事業者に対し、次のアからウまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 「展示会協賛金」を支払わせていた。 イ 「プラスワン登録料」を支払わせていた。 ウ 前記アの「展示会協賛金」又は前記イの「プラスワン登録料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者28名に対し、総額約1億1557万円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
フランチャイズ・システムによる弁当等の販売事業 (29.3.2勧告)	(株)ブレナスは、消費者に販売する弁当等の食材又は自社のフランチャイズ・チェーンに加盟する事業者の販売する食材の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 ① 下請代金の減額 ア 平成26年11月から平成28年10月までの間、「半期協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 イ 平成26年11月から平成28年5月までの間、「ディスカウントキャンペーン協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 ② 返品 下請事業者から食材を受領した後、平成26年11月から平成28年8月までの間、当該食材を使用する弁当等の販売が終了したことを理由として、当該食材を引き取らせていた。 減額金額は、下請事業者6名に対し、総額3160万8872円である。また、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者4名に対し、総額251万9315円である。	① 第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ② 第4条第1項第4号（返品の禁止）
化粧品、日用品、家庭用品、ペット用品等の卸売業 (29.3.7勧告)	(株)あらたは、小売業者に販売する化粧品、日用品、家庭用品、ペット用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、平成27年9月から平成28年12月までの間、下請事業者に対し、次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア 「現金引」の額 イ 「基本取引条件」等の額 ウ 「無返品分担金」の額 減額金額は、下請事業者10名に対し、総額1501万6075円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
宗教用品の製造業 (29.3.16勧告)	(株)井筒授与品店は、全国の神社仏閣等に対して販売する御守、御札、縁起物等の自社オリジナル商品及び神社仏閣等から請け負った商品の製造を下請事業者に委託しているところ、平成27年8月から平成28年7月までの間、下請事業者に対し、「歩引き」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者40名に対し、総額1788万1006円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
内装金物の製造業 (29.3.22勧告)	アトムリビンテック(株)は、建材メーカー等に販売する又は建材メーカー等から製造を請け負うドア用金物、引出・収納用金物等の内装金物等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからエまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 平成27年6月から平成28年11月までの間、「金利相当額」を下請代金の額から差し引いていた。 イ 平成27年6月から平成28年11月までの間、「協賛金」を支払わせていた。 ウ 平成27年6月から平成28年7月までの間、「歩引き」を下請代金の額から差し引いていた。 エ 下請事業者に前記イの「協賛金」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者39名に対し、総額4770万3052円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

(2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
生活用品の製造を下請事業者に委託しているA社は、自社の倉庫に空きがなく受領体制が整わないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)
酒類の容器の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月20日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長20日の支払遅延が生じることとなった。	第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)
システムの開発を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
鋳鉄の製造及び加工を下請事業者に委託しているD社は、取引先から瑕疵があることを指摘されたとして、下請事業者の給付を受領してから6か月を超えた後に返品していた。	第4条第1項第4号 (返品禁止)
印刷機器の部品の加工を下請事業者に委託しているE社は、当該部品の量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけになったにもかかわらず、単価を見直さなかった。	第4条第1項第5号 (買いたたきの禁止)
自動車の修理を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、取引先から購入した健康食品を購入させていた。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
加工食品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
貨物の運送を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える手形を交付していた。	第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止)
自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を長期間委託していないにもかかわらず、当該金型を無償で保管させていた。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
電線の加工を下請事業者に委託しているJ社は、顧客からの依頼内容が変更されたため、下請事業者は無償でやり直しをさせた。	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)

第3 下請法の普及・啓発

下請法の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、公正取引委員会は、次のとおり各種の施策を実施し、違反行為の未然防止を図っている。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成28年度においては、56回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施している。

平成28年度においては、47都道府県63会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県32会場）で実施した。

(3) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として、勧告事例等の説明、事例研究等を内容とする「応用講習会」を実施している。

平成28年度においては、12回（うち3回は卸・小売業者向け）の講習会を実施した。

2 下請法に係る相談

(1) 下請法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法に係る相談を受け付けている。

平成28年度においては、8,751件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している（下記リンク先を参照）。

平成28年度においては、45か所で実施した。

<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、相談を受け付けている。

平成28年度においては、全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ41回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）を改定し、全国の商工会議所及び商工会への配布を行った。

3 コンプライアンス確立への積極的支援

(1) 下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」の作成・公表

公正取引委員会は、下請法に係る各種講習会について、受講希望はあるものの開催日

程や開催地の都合が合わず受講できないという事業者が、手軽に下請法の説明を視聴し、親事業者と下請事業者それぞれが下請法を正しく理解することができるよう、下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を作成し、公正取引委員会のウェブサイト及び YouTube 公正取引委員会チャンネルに公開した。

(2) 事業者団体への講師派遣

公正取引委員会は、事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに、下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成28年度においては、事業者団体等へ46回講師を派遣した。

4 下請保護情報ネットワークの拡充

公正取引委員会は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、下請取引の公正化の一層の推進を図るための対策の一環として、経済産業省とともに厚生労働省との間において平成20年12月から運用してきた下請事業者保護のための「下請保護情報ネットワーク」（通報制度）について、厚生労働省が、賃金支払や労働時間に係る労働基準関係法令の違反の背景に下請法第4条の違反行為に該当する行為又は物流特殊指定に該当する独占禁止法第19条の違反に該当する行為が存在しているおそれがある事案を把握した場合に、公正取引委員会又は経済産業省に通報する制度を整備した。

5 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書で要請している。

平成28年度においては、親事業者約33,000名及び関係事業者団体約650団体に対し、11月25日に要請を実施した。

6 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成28年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成28年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに、その概要を公表した（「平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」〔平成29年5月24日公表〕の別紙3「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見」）。

第4 中小企業等の取引条件の改善に向けた取組

1 概説

公正取引委員会では、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日）、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日）等の閣議決定や下請等中小企業取引条件改善に関する関係府省等連絡会議等の議論を踏まえ、中小企業等の取引条件の改善に向け、下請法・独占禁止法の運用強化に向けた取組を進めていくこととし、その取組の一環として、親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう違反行為事例の充実等を内容とした「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年12月公表。以下「下請法運用基準」という。）の改正等を行った。

2 下請法運用基準の改正

親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう、①違反行為事例を改正前の66事例から141事例へ大幅に増加、②特に留意を要する違反行為の追加、③下請法の対象となる取引例の追加並びに④違反行為事例の取引類型別の分類及び見出しの付与を内容とした下請法運用基準の改正を平成28年12月14日に行った。

3 「下請代金の支払手段について」の発出

下請代金の支払条件の改善に向け、①下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする、②手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること及び③下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めることを公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名の文書をもって関係事業者団体に対して平成28年12月14日に要請した。

4 下請法運用基準改正等の普及・啓発

公正取引委員会委員長並びに経済産業大臣及び業所管大臣の連名の文書をもって、関係事業者団体（約870団体）に対して、当該団体に所属する親事業者に下請法運用基準の改正等の内容について周知徹底を図ること等を平成28年12月20日に要請した。さらに、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書をもって、親事業者（約21万社）に対しても同様の要請を平成29年1月6日に行った。

また、下請法運用基準等の改正内容について普及・啓発を図るため、公正取引委員会が主催する下請法等の講習会において説明するとともに、事業者団体等へ講師を派遣した。